

# 令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課： 錦総合支所地域振興課

## 1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	須万地第2集会所			
施設の所在地	錦町広瀬1221番地1			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。			
指定管理者	名称	錦町自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

## 2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

## 3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ12件、年間利用者数 延べ302人

# 令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課： 錦総合支所地域振興課

## 1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	明町集会所			
施設の所在地	深川2021番地			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。			
指定管理者	名称	錦町自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

## 2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

## 3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ12件、年間利用者数 延べ302人

# 令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

美川支所

## 1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	高ヶ原多目的集会所			
施設の所在地	美川町四馬神2160番地1			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。			
指定管理者	名称	美川自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日			

## 2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

## 3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ21件、年間利用者数 延べ174人

# 令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

美川支所

## 1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	わかば台清流会館			
施設の所在地	美川町南桑15番地16			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。			
指定管理者	名称	美川自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日			

## 2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

## 3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 19件、年間利用者数 239人

# 令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

美川支所

## 1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	下河内集会所			
施設の所在地	美川町四馬神1070番地5			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。			
指定管理者	名称	美川自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

## 2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 敷地内の清掃、設備等の確認など。

## 3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
利用なし

# 令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

美川支所

## 1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	愛宕自治会館			
施設の所在地	美川町南桑2638番地2			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。			
指定管理者	名称	美川自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

## 2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

## 3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ5件、年間利用者数 延べ52人

# 令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

美川支所

## 1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	高野自治会館			
施設の所在地	美川町南桑3643番地7			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。			
指定管理者	名称	美川自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

## 2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

## 3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ3件、年間利用者数 延べ26人

# 令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

美川支所

## 1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	久保集会所			
施設の所在地	美川町南桑2288番地1			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。			
指定管理者	名称	美川自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

## 2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

## 3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ2件、年間利用者数 延べ21人

# 令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

美川支所

## 1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	友廻多目的集会所			
施設の所在地	美川町四馬神1761番地5			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。			
指定管理者	名称	美川自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う主な業務	集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

## 2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

## 3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ8件、年間利用者数 延べ57人

# 令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：

美川支所

## 1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	美川原集会所			
施設の所在地	美川町四馬神860番地1			
施設の設置条例	岩国市集会所条例			
施設の設置目的	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。			
指定管理者	名称	美川自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務			
指定の期間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日			

## 2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 敷地内の清掃、設備等の確認など。

## 3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ12件、年間利用者数 延べ150人